

# 表彰規程

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合役員表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、役員表彰に関する取り扱いについて定める。

## (表彰の範囲)

第2条 表彰する者の範囲は、次の通りとする。

- (1) 満15年以上理事及び監事の職に携わった者。
- (2) 同条(1)の基準を満たさない者であっても、特別の功績のあった者は、理事会の決定により表彰することができる。

## (表彰の時期)

第3条 表彰の時期は役員退職に係る総代会の終了後に行う。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は次の方法により行うものとする。

- (1) 感謝状
  - (2) 記念品
- 2 特別に功績のあった役員については、上記のほか功労金を贈呈することができる。
- 3 同条2項の金額については理事会に諮り決定する。

## (附則)

この規程は、令和4年1月25日から施行する。